

平成31年度 辰野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

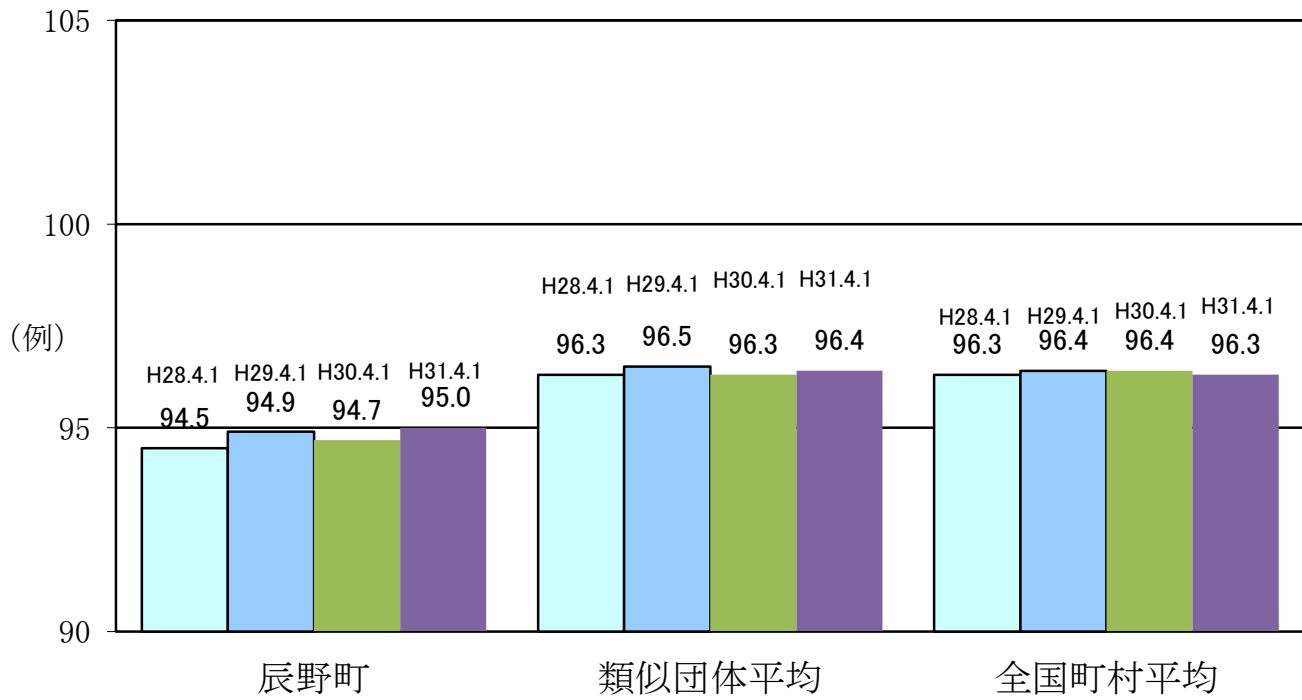
区分	住民基本台帳人口 (30年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	19,582	8,026,908	390,214	1,591,823	19.8	18.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	175	544,717	75,924	216,235	836,876	4,782	5,493

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し 実施(平均引下げ率1.8%、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置として現給保障を実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
辰野町	40.8 歳	287,500 円	338,729 円	311,211 円
長野県	45.4 歳	337,900 円	401,437 円	372,575 円
国	43.4 歳	329,433 円	411,123 円	円
類似団体	41.7 歳	307,053 円	360,005 円	330,897 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
辰野町	53.0 歳	22 人	293,200 円	304,082 円	300,700 円	-	-	-	-
うち学校給食	50.6 歳	7 人	319,600 円	328,757 円	327,694 円	調理師	43.4 歳	255,000 円	1.29
うち用務員	54.6 歳	3 人	288,200 円	304,701 円	301,423 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	
うちその他	54.1 歳	12 人	279,000 円	289,567 円	284,718 円	-	-	-	-
長野県	58.0 歳	8 人	283,900 円	305,413 円	297,750 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	329,380 円	円	-	-	-	-
類似団体	49.7 歳	8 人	291,169 円	316,463 円	302,844 円	-	-	-	-

※その他の内訳:病院調理員等4人、病院看護助手等7人、他1人・計12人

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所を”*”としています

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がなかった場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		辰 野 町	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	191,200 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	156,200 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	148,600 円	151,500 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

(注)国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	251,700 円	342,500 円	377,100 円	388,300 円
	高 校 卒	- 円	297,500 円	365,200 円	360,500 円
技能労務職	高 校 卒	215,900 円	319,200 円	327,900 円	326,500 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

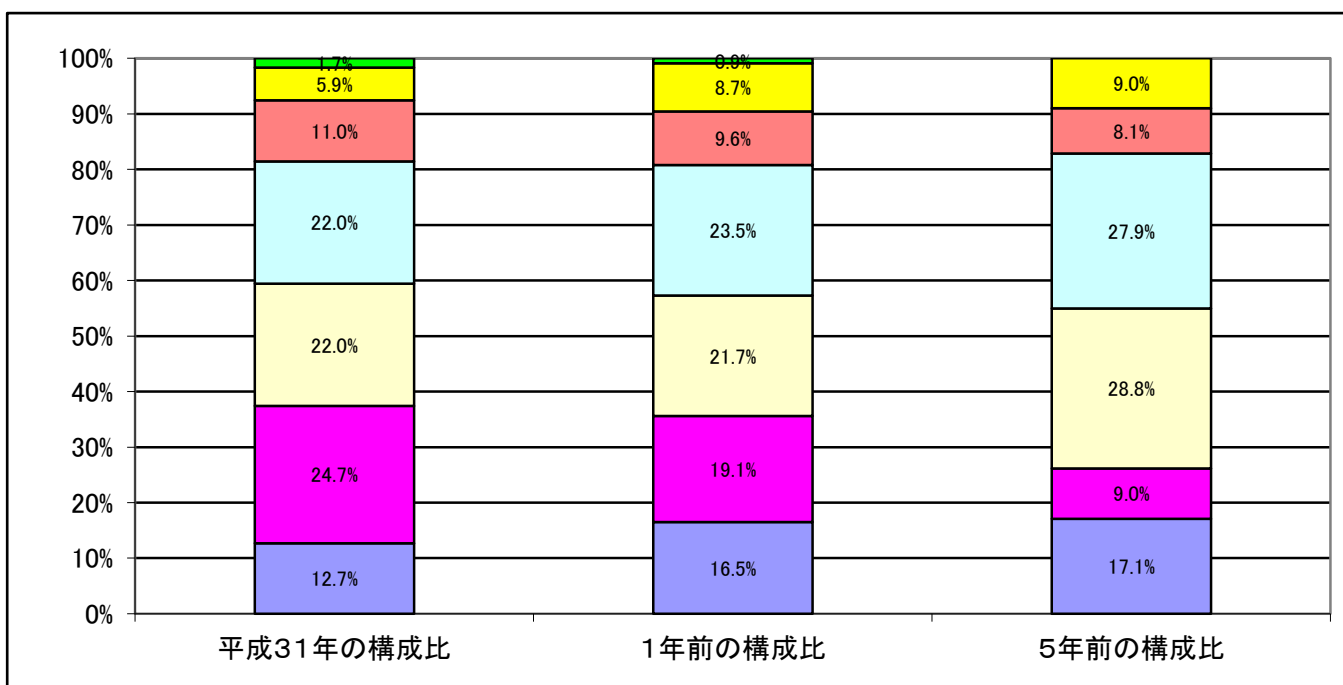
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員の職務	15 人	12.7 %	144,100 円	247,600 円
2 級	上級係員の職務	29 人	24.7 %	194,000 円	304,200 円
3 級	専門員、係長の職務	26 人	22.0 %	230,000 円	350,000 円
4 級	総括専門員、総括係長、課長補佐の職務	26 人	22.0 %	263,000 円	381,000 円
5 級	総括課長補佐、課長の職務	13 人	11.0 %	288,900 円	393,000 円
6 級	総括課長の職務	7 人	5.9 %	319,200 円	410,200 円
7 級	総括課長の職務	2 人	1.7 %	362,900 円	444,900 円

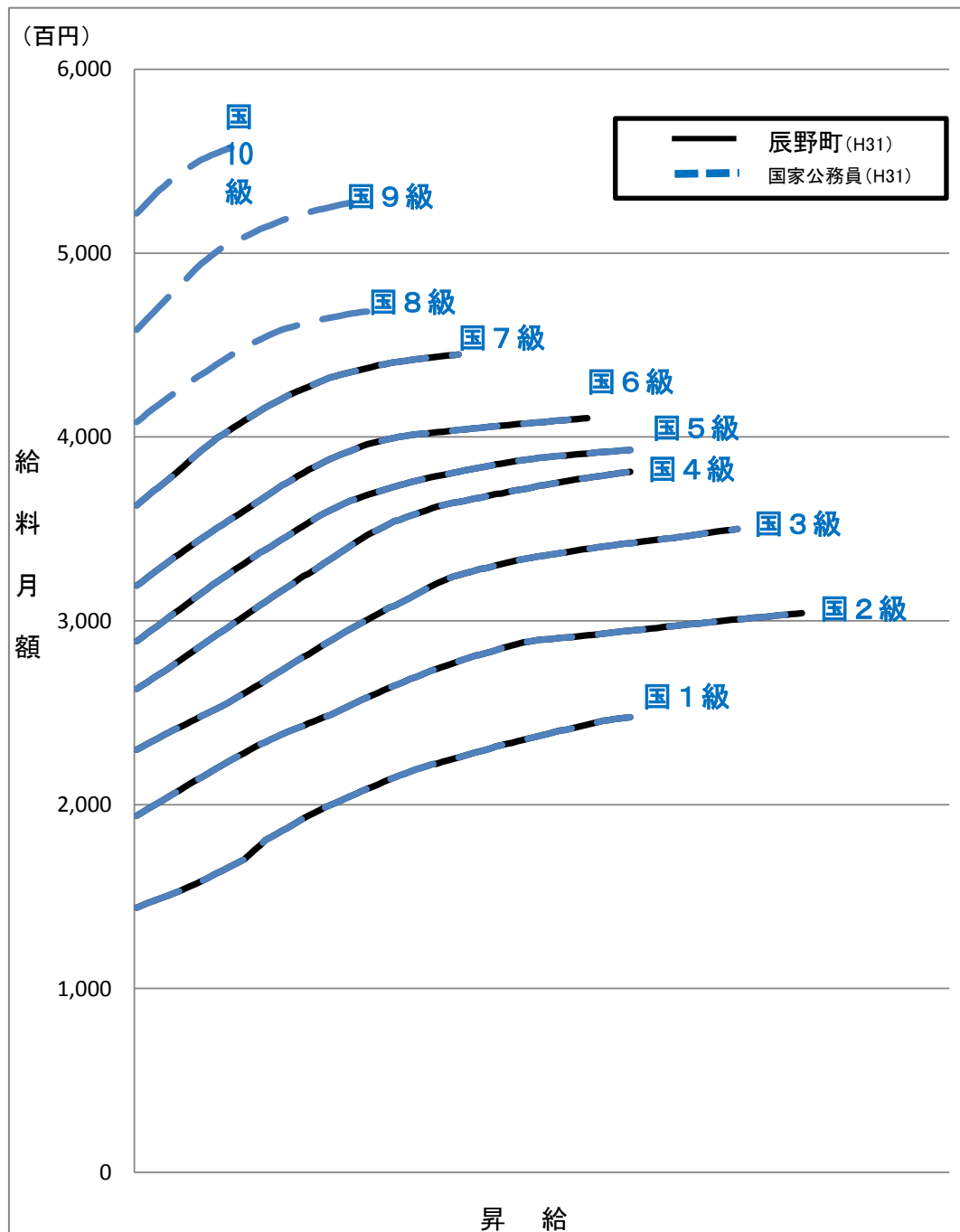
(注) 1 辰野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)
平成29年度から7級を導入している。

(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))(平成31年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	辰野町		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

辰野町	長野県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,328 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,736 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和元年度中における運用	辰野町		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用		○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用	○			
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

辰野町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置2～20%			定年前早期退職特別措置2～45%		
1人当たり平均支給額	609 千円	22,515 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給なし

(4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

一般会計支給実績(30年度決算)				3,607 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)				20,611 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)				24.6 %
手当の種類(手当数)				4 (8) (条例上)
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
保健指導手当	保健福祉課、保健師	感染症家庭訪問、指導	月600円	
危険手当	病院従事者	中央検査部門業務	月3,000円	
調整手当	病院等調理従事者	病院等調理業務	月3,000円	
病院群輪番制当番日 医師拘束手当	病院医師	当番医師	月30,000～80,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	30,035 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	172 千円
支給実績(29年度決算)	31,202 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	174 千円

(6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容等	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度実績)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	扶養親族手当	同		12,590 千円	251,800 円
住居手当	借家への支給	一部異	支給額	5,864 千円	293,200 円
通勤手当	通勤距離片道2km以上	異	距離区分	6,343 千円	58,731 円
管理職手当	課長、課長補佐等	異	支給額	9,084 千円	454,200 円
寒冷地手当	世帯区分により11~3月まで支給	同		8,401 千円	51,858 円

5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	805,100 円	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 297,600 円
	(830,000 円)	
	副町長	649,900 円	673,000 円 / 540,000 円
	(670,000 円)	円 / 円
報 酬	議長	309,000 円	375,000 円 / 280,000 円
	(309,000 円)	
	副議長	248,000 円	310,000 円 / 220,000 円
	(248,000 円)	
議 員		227,000 円	284,000 円 / 195,000 円
	(227,000 円)	
期 末 手 当	町長 副町長	(30年度支給割合) 3.35 月分	
	議長 副議長 議員	(30年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	町長 副町長	(算定方式) 830,000×在職月数×0.425 670,000×在職月数×0.254	(1期の手当額) 16,932,000 円 8,168,640 円 (支給時期) 任期ごと 任期ごと
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

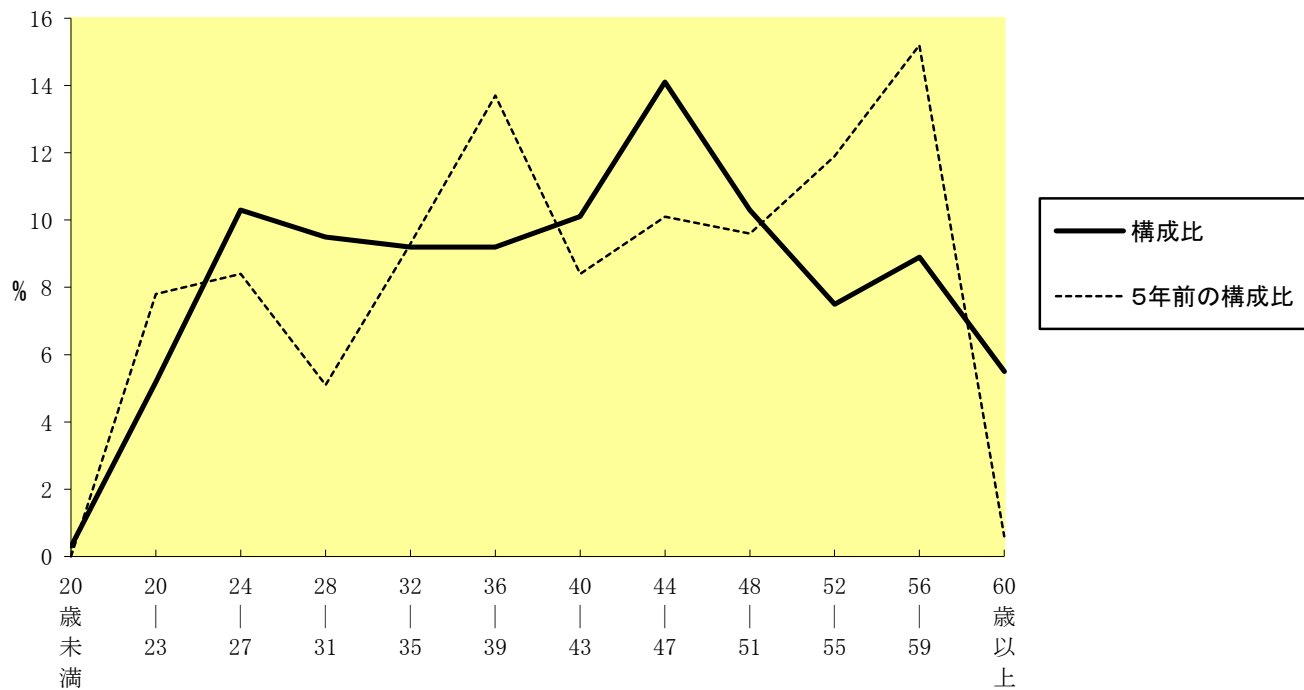
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由	
		平成30年	平成31年			
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会・総務	39	39		減員となっていた部署への補充 県建設部への派遣及び観光公園管理体制強化による増 退職不補充
		税務	10	10		
		農林・労政	12	14	2	
		土木・商工	9	11	2	
		民生 衛生	66	65	△1	
	計	145	148	3	<参考> 人口1万当たり職員数 75.58 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 75.52 人)	
	教育部門	30	32	2	退職補充等	
	消防部門					
	小 計	175	180		<参考> 人口1万当たり職員数 91.92 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 94.94 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	138	145	7	県からの医師派遣及び技師、医療ソーシャルワーカー等の充実	
	水道	6	6			
	下水道	4	4			
	その他	13	13			
	小 計	161	168			
合 計		336	348		<参考> 人口1万当たり職員数 177.71 人	
		[411]	[411]	[]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 } 以上	計
職員数	1人	18人	36人	33人	32人	32人	35人	49人	36人	26人	31人	19人	348人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	148	148	143	152	145	148	±0(±0%)
教育	26	26	28	27	30	32	+6(+23.1%)
消防							
普通会計計	174	174	171	179	175	180	+6(+3.4%)
公営企業等会計計	161	159	156	162	161	168	+7(+4.4%)
総合計	335	333	327	341	336	348	+13(+3.9%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。